

# 栃木県工事検査技術基準

## (目的)

第1条 この基準は、環境森林部、農政部及び県土整備部が所掌する建設工事の検査に必要な技術的事項を定めることにより、検査の適切な実施を図ることを目的とする。

## (検査の内容)

第2条 検査は、当該工事の出来高を対象として、実地において行うものとし、契約図書に基づき、工事の実施状況、出来形、品質、出来ばえについて、適否の判断を行うものとする。

## (工事実施状況の検査)

第3条 工事実施状況の検査は、契約書等の履行状況、工程管理、安全管理、工事施工状況及び施工体制等の工事管理状況に関する各種の記録（写真、ビデオによる記録を含む。（以下「各種記録」という。））と契約図書を対比し、別表第1に掲げる事項に留意して行うものとする。

## (出来形の検査)

第4条 出来形の検査は、位置、出来形寸法及び出来形管理に関する各種の記録と設計図書を対比し、別表第2（建築工事にあつては「公共建築工事標準仕様書等」）に基づき行うものとする。ただし、外部からの観察、出来形図、写真等により当該出来形の適否を判断することが困難な場合は、検査員は契約書の定めるところにより、必要に応じて破壊して検査を行うものとする。

## (品質の検査)

第5条 品質の検査は、品質及び品質管理に関する各種の記録と設計図書を対比し、別表第3（建築工事にあつては「公共建築工事標準仕様書」）に基づき行うものとする。ただし、外部からの観察、品質管理の状況を示す資料、写真等により当該品質の適否を判断することが困難な場合は、検査員は契約書の定めるところにより、必要に応じて破壊して検査を行うものとする。

## (出来ばえの検査)

第6条 出来ばえの検査は、仕上げ面、とおり、すり付けなどの程度及び全般的な外観について目視、観察により行うものとする。

附 則（平成27年3月2日制定 森整第800号、農振第555号、技管第240号）

- 1 この基準は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 「栃木県環境森林部工事等検査基準」、「栃木県環境森林部工事等検査基準の運用」、「栃木県農政部工事検査基準」、「栃木県県土整備部工事検査技術基準」は廃止する。

附 則（平成28年3月1日改定 森整第967号、農振第666号、技管第230号）

この基準は、平成28年4月1日から施行する。

## 別表第 1

## 工事実施状況の検査留意事項

項 目		関 係 書 類	内 容
1	契約書等の履行状況	契約書、仕様書	指示・承諾・協議事項等の処理内容、支給材料・貸与品及び工事発生品の処理状況、その他契約書等の履行状況（他に掲げるものを除く）
2	工事施工状況	施工計画書、工事打合せ簿 その他関係書類	工法研究、施工方法及び手戻りに対する処理状況、現場管理状況
3	工程管理	実施工程表、工事打合せ簿	工程管理状況及び進捗内容
4	安全管理	契約図書、工事打合せ簿	安全管理状況、交通処理状況及び措置内容、関係法令の遵守状況
5	施工体制	施工計画書、施工体制台帳	適正な施工体制の確保状況

## 別表第2

## 出来形寸法検査基準

工 種		検 査 内 容	検 査 密 度
共 通	共 通 的 工 種	矢板工	基準高、変位、根入長、延長
		法枠工	250枚につき1箇所以上(ただし、施工枚数250枚以下の場合は2箇所以上)
		吹付工	厚さ、法長、間隔、幅、延長
		植生工	200mにつき1箇所以上(ただし、施工延長200m以下の場合は2箇所以上)
		基礎工	基準高、根入長、偏心量
		石・ブロック積(張)工	1基または1目地当たり1箇所以上
		路盤工	基準高、法長、厚さ、延長
	一 般 舗 装 工	舗装工	基準高、幅、厚さ
			基準高、幅は200mにつき1箇所以上(ただし、施工延長200m以下の場合は2箇所以上) 厚さは1kmにつき1箇所以上(ただし、1km以下は2箇所以上)
	地盤改良工	基準高、幅、厚さ、延長	
	土工	基準高、幅、法長	
		200mにつき1箇所以上(ただし、施工延長200m以下の場合は2箇所以上)	
河 川	築堤護岸	基準高、幅、厚さ、高さ、法長、延長	200mにつき1箇所以上(ただし、施工延長200m以下の場合は2箇所以上)
	浚渫(川)	基準高、幅、深さ、延長	200mにつき1箇所以上(ただし、施工延長200m以下の場合は2箇所以上)
	樋門・樋管	基準高、幅、厚さ、高さ、延長	樋門・樋管・水門は本体部、呑口部につき構造図の寸法表示箇所の任意部分 函渠は同種構造物ごとに2箇所以上
	水門	基準高、幅、厚さ、高さ、延長	
砂 防	砂防堰堤	基準高、幅、厚さ、延長	構造物の寸法表示箇所の任意箇所(3箇所以上)
	流路	基準高、幅、厚さ、高さ、延長	200mにつき1箇所以上(ただし、施工延長200m以下の場合は2箇所以上)
	斜面对策	基準高、幅、厚さ、高さ、延長	100mにつき1箇所以上(ただし、施工延長100m以下の場合は2箇所以上)

道路	道路改良	基準高、幅、厚さ、高さ、延長	100mにつき1箇所以上（ただし、施工延長100m以下の場合は2箇所以上）	
	橋梁下部	基準高、幅、厚さ、高さ、支間（スパン）長、変位	スパン長は各スパンごと。 その他は同種構造物ごとに1基以上につき構造物図の寸法表示箇所の任意部分	
	鋼橋上部	部材寸法 基準高、支間長、中心間距離、キャンバー	部材寸法は主要部材について、寸法表示箇所の任意部分 その他、5径間未満は2箇所以上 5径間以上は2径間につき1箇所以上	
	コンクリート橋上部工	部材寸法 基準高、幅、高さ、厚さ、キャンバー	部材寸法は主要部材について、寸法表示箇所の任意部分 その他、5径間未満は2箇所以上 5径間以上は2径間につき1箇所以上	
	トンネル	基準高、幅、厚さ、高さ、深さ、間隔、延長	両坑口を含めて、100mにつき1箇所以上（ただし、施工延長200m以下の場合は両坑口部を含めて3箇所以上）	
公園	植栽	幹周、幅、高さ 本数	管理本数の20%以上	
下水道	管（函）渠	基準高、幅 径（高さ）、延長	100mにつき1箇所以上（ただし、施工延長100m以下の場合は2箇所以上）	
	人孔	基準高、幅、高さ	1孔に1箇所	
林道	平面	中心線の確認	全IPの5%以上	
	縦断	中心測点杭の計画高	200mにつき1箇所以上（ただし、施工延長200m以下の場合は2箇所以上）	
	横断	横断図との整合（土工含む）	200mにつき1箇所以上（ただし、施工延長200m以下の場合は2箇所以上）	
	ブロック積（路側、山留）	法長、厚さ、延長	100mにつき1箇所以上（ただし、施工延長100m以下の場合は2箇所以上）	
	コンクリート擁壁	法長、厚さ、延長	100mにつき1箇所以上（ただし、施工延長100m以下の場合は2箇所以上）	
	法面工（法枠工、吹付工、植生工）	厚さ、法長、間隔、幅、延長	200mにつき1箇所以上（ただし、施工延長200m以下の場合は2箇所以上）	
治山	一般	法面工（法枠工、吹付工、植生工）	厚さ、測線長、間隔、幅	1000㎡につき1箇所以上（ただし、施工面積1000㎡以下の場合は2箇所以上）
		植栽工	高さ、幹径、活着	植栽樹種毎に200本につき1本以上（ただし、施工本数200本以下の場合は2本以上）

治山	溪間工	谷止工、床固工、堰堤工 (鋼製を含む)	基準高、幅、厚さ、延長	構造物の寸法表示箇所の任意箇所(3箇所以上)	
		流路工 (護岸工を含む)	基準高、幅、厚さ、高さ、延長	200mにつき1箇所以上(ただし、施工延長200m以下の場合は2箇所以上)	
	山腹工	土留工 (ブロック積)	基準高、法長、厚さ、延長	100mにつき1箇所以上(ただし、施工延長100m以下の場合は2箇所以上)	
		土留工 (コンクリート、かご)	基準高、幅、厚さ、高さ、延長	100mにつき1箇所以上(ただし、施工延長100m以下の場合は2箇所以上)	
自然公園	植栽工		幹周、幅、高さ、本数	管理本数の20%以上	
	木橋		部材寸法 基準高、延長、幅	部材寸法は主要部材について、寸法表示箇所の任意部分 その他は1橋当たり1箇所以上	
	木製構造物	丸太階段、木道、ベンチ、野外卓、標識等	基準高、長さ、高さ、幅、厚さ、径	構造物毎に50基につき1基以上(ただし、施工基数50基以下の場合は2基以上)	
		木製防護柵等	基準高、長さ、高さ、幅、厚さ、径	200mにつき1箇所以上(ただし、施工延長200m以下の場合は2箇所以上)	
森林整備	植栽	新植	高さ、根元径、活着、植付間隔	植栽樹種毎に500本につき1本以上(ただし、施工本数500本以下の場合は2本以上)	
		補植	高さ、根元径、活着	植栽樹種毎に200本につき1本以上(ただし、施工本数200本以下の場合は2本以上)	
	枝落し		枝落し高さ	500本につき1本以上(ただし、施工本数500本以下の場合は2本以上)	
	歩道		幅(幅員)	200mにつき1箇所以上(ただし、施工延長200m以下の場合は2箇所以上)	
	獣害等防止	柵		高さ、幅、間隔	200mにつき1箇所以上(ただし、施工延長200m以下の場合は2箇所以上)
		筒等		高さ、幅	施工種類毎に200本につき1本以上(ただし、施工本数200本以下の場合は2本以上)
		忌避剤		塗布高さ	施工種類毎に200本につき1本以上(ただし、施工本数200本以下の場合は2本以上)

農業 農村 整備	ほ場 整備	表土扱い	厚さ	1 ha につき 3 箇所以上
		基盤整地、表土整地	基準高(指定したとき)、均平度	1 ha につき 3 箇所以上
		畦畔工	幅、高さ	1,000mにつき 1 箇所以上(ただし、施工延長 1,000m以下の場合は 2 箇所以上)
		道路工(土砂道)	基準高(指定したとき)、幅、延長	1,000mにつき 1 箇所以上(ただし、施工延長 1,000m以下の場合は 2 箇所以上)
		敷砂利工	幅、厚さ、延長	500mにつき 1 箇所以上(ただし、施工延長 500m以下の場合は 2 箇所以上)
	水路	U字溝、U字フリューム、柵渠	基準高、延長	500mにつき 1 箇所以上(ただし、施工延長 500m以下の場合は 2 箇所以上)
		現場打開水路、現場打暗渠	基準高、幅、厚さ、高さ、スパン長、延長	100mにつき 1 箇所以上(ただし、施工延長 100m以下の場合は 2 箇所以上)
		L形水路、ブロック積み水路	基準高、幅、厚さ(L形水路のみ)、高さ(ブロック積み水路のみ)、延長	100mにつき 1 箇所以上(ただし、施工延長 100m以下の場合は 2 箇所以上)
		管水路	基準高、深さ、延長	500mにつき 1 箇所以上(ただし、施工延長 500m以下の場合は 2 箇所以上)
	暗渠排水	吸水渠	深さ、間隔、延長	10 本につき 1 本の割合で上下流端の 2 箇所(ただし、1 本の施工延長が 100m以上の場合は中間点を加えた 3 箇所)
		集水渠(支線) 導水渠(幹線)	深さ、延長	500mにつき 1 箇所以上
	その他の構造物		工種に応じ、基準高、幅、厚さ、高さ、深さ、法長、長さ等	同種構造物ごとに適宜決定する

備考(1) 検査は実地において行うことを原則とするが、特別の理由により実地において検査できない場合、当該工事の主体とならない工種及び不可視部分については、出来形管理表、写真、ビデオ、品質証明書等により、検査することができる。

(2) 施工延長とは施工延べ延長をいう。

別表第3

## 品質検査基準

工種		検査内容	検査方法	
共通	材料	(1)品質及び形状は、設計図書と対比して適切か	(1)観察又は品質証明書により検査する (2)場合により実測する	
	基礎工	(1)支持力は、設計図書と対比して適切か (2)基礎の位置、上部との接合等は適切か	(1)主に施工管理記録及び観察により検査する (2)場合により実測する	
	土工	(1)土質、岩質は、設計図書と一致しているか (2)支持力又は密度は設計図書と対比して適切か		
	無筋、鉄筋 コンクリート	コンクリートの強度、スランプ、塩化物総量、アルカリ骨材反応対策、水セメント比等は、設計図書と対比して適切か		
	構造物の機能	構造物又は付属設備等の性能は設計図書と対比して適切か	主に実際に操作して検査する	
道路	舗装	路盤工	(1)路盤材料の合成粒度は設計図書と対比して適切か (2)支持力又は締固め密度は設計図書と対比して適切か	(1)主に施工管理記録及び観察により検査する (2)場合により実測する
		アスファルト舗装工	アスファルト使用量、骨材粒度、密度及び舗設温度は設計図書と対比して適切か	(1)主に既に採取されたコアー及び現地の観察並びに施工管理資料により検査する (2)場合により実測する